

議案第11号

平成26年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,690千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

概は、「第1款歳入歳出予算補正」による。

金の歳入歳出予算の歳入歳出の並び及び区分並びに区分の原簿の五款の歳入歳出

算の歳入歳出歳入歳出予算の歳入歳出の並び及び区分の原簿の五款の歳入歳出
平成27年3月9日 提出

歳入歳出、歳入歳出の並び及び区分の原簿の五款の歳入歳出の並び及び区分の原簿の五款の歳入歳出

琴浦町長 山下一郎

(五款の歳入歳出)

平成27年度歳入歳出予算補正(第3号)は、次に定めるところによる。

平成27年3月12日 原案可決

平成27年度歳入歳出予算補正(第3号)

琴浦町議会議長

前田智章



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		140,180	△9,282	130,898
	1. 後期高齢者医療保険料	140,180	△9,282	130,898
3. 繰入金		60,673	△408	60,265
	1. 一般会計繰入金	60,673	△408	60,265
歳入合計		201,279	△9,690	191,589

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		1,802	△410	1,392
	1. 総務管理費	1,150	△60	1,090
	2. 徴収費	652	△350	302
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		199,163	△9,235	189,928
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	199,163	△9,235	189,928
3. 諸支出金		311	△45	266
	1. 還付金及び還付加算金	310	△45	265
歳出合計		201,279	△9,690	191,589

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	140,180	△ 9,282	130,898
3. 繰入金	60,673	△ 408	60,265
歳入合計	201,279	△ 9,690	191,589

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	1,802	△ 410	1,392			△ 408	△ 2
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	199,163	△ 9,235	189,928				△ 9,235
3. 諸支出金	311	△ 45	266				△ 45
歳出合計	201,279	△ 9,690	191,589			△ 408	△ 9,282

2. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別徴収保険料	107,265	△7,993	99,272	1. 現年度分	△7,993	現年度分 △7,993
2. 普通徴収保険料	32,915	△1,289	31,626	1. 現年度分	△1,478	現年度分 △1,442
						過年度分 △36
				2. 滞納繰越分	189	滞納繰越分 189
計	140,180	△9,282	130,898			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

1. 事務費繰入金	1,800	△408	1,392	1. 事務費繰入金	△408	事務費繰入金 △408
計	60,673	△408	60,265			

3. 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	1,150	△60	1,090			△60		12. 役務費	△60	通信運搬費	△60
計	1,150	△60	1,090			△60					

(款) 1. 総務費 (項) 2. 徴收費

1. 徴收費	650	△350	300			△348	△2	12. 役務費	△350	通信運搬費	△350
計	652	△350	302			△348	△2				

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

1. 後期高齢者医療広域連合納付金	199,163	△9,235	189,928				△9,235	19. 負担金、補助及び交付金	△9,235	後期高齢者医療広域連合納付金	△9,235
計	199,163	△9,235	189,928				△9,235				

(款) 3. 諸支出金 (項) 1. 還付金及び還付加算金

1. 保険料還付金	310	△45	265				△45	23. 償還金、利子及び割引料	△45	返納金加算金	△50
計	310	△45	265				△45				5